

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 6 年 8 月 20 日

収支等命令者

佐賀県 県土整備部 まちづくり課長 天本 貴子

1 業務の概要

- (1) 発注機関名 佐賀県 県土整備部 まちづくり課
- (2) 業務名 全国都市緑化佐賀フェア（仮称）基本構想策定業務委託
- (3) 業務場所 佐賀県佐賀市外
- (4) 業務内容 全国都市緑化フェアの開催に向けた基本構想策定
- (5) 業務予定期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで

2 参加資格に関する事項

本業務に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 次の要件を満たす単独企業又は共同企業体であること。

〈単独事業者の場合〉

- ・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」又は「造園部門」の登録を受けている企業であること。

〈共同企業体の場合〉

- ・共同体の代表者が建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」又は「造園部門」の登録を受けている企業であること。
- ・全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。
- ・全ての構成員が次の（4）～（9）に掲げる要件をすべて満たすこと

- (2) 本業務と同種又は類似の業務について、平成 21 年 4 月以降に完了した実績を有すること。また、共同企業体における構成員としての実績も含むこととする。

*同種業務：全国都市緑化フェアにかかる基本構想策定業務又は基本構想策定支援業務

*類似業務：全国都市緑化フェアにかかる基本計画策定業務又は基本計画策定支援業務

- (3) 下記の要件を満たす各技術者を配置できるものであること。なお、ここでの同種又は類似業務は（2）のとおりとする。

ア 管理技術者

- ・都市計画及び地方計画業務又は造園業務に対応する資格を有する技術士、認定技術管理者又は RCCM
- ・平成 21 年 4 月以降に完了した同種又は類似業務実績を有する者

イ 照査技術者

- ・都市計画及び地方計画業務又は造園業務に対応する資格を有する技術士、認定技術管理者又は RCCM

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（当該

- 入札に係る契約を締結する能力を有しないもの) でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札資格停止措置を受ける者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
 - (6) 本業務の参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
 - (7) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
 - (8) 本業務の他の参加資格確認申請書提出者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
 - イ 一方の会社の役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
 - ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。
- (9) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

3 担当課

佐賀県 県土整備部 まちづくり課 公園担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電話番号 0952-25-7159
ファックス番号 0952-25-7314
電子メールアドレス machizukuri@pref.saga.lg.jp

4 参加申請書の提出

本件プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を担当課に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）又は持参すること。

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書（様式第 1 号または様式第 2 号）
- イ 共同企業体協定書（様式 2-1 号）（共同企業体を構成する場合）
- ウ 同種（類似）業務実績調書（様式第 1-1 号）
（業務の実績を証する書類としてテクリスの写し等を添付すること。）
- エ 配置予定技術者調書（様式第 1-2 号）
（資格を証する書類として技術者証等の写しを、業務の実績を証する書類としてテクリスの写し等を添付すること。）
- オ 誓約書

(2) 提出期限

令和 6 年 9 月 2 日 12 時まで（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

5 参加資格の確認

参加資格の確認結果は、令和 6 年 9 月 9 日までに通知する。
本業務の提案書を提出できるのは、参加資格を確認できた者に限る。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）又は持参すること。

(1) 提出書類

提案書の内容は、説明書のとおりとする。

(2) 提出期限

令和 6 年 9 月 25 日 17 時までとする（休日を除く。）。

7 提案書に関するヒアリング

(1) 実施場所、日時及び出席者

- ア 実施場所：佐賀県庁（佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号）
- イ 実施日時：令和 6 年 10 月 1 日（予定）（実施日時は協議の上、決定する。）
- ウ 出席者：配置予定の管理技術者、担当技術者又は照査技術者とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。また、配置予定の管理技術者は必ず出席するものとする。

(2) ヒアリング項目

業務の実施方針、業務のフローチャート・工程計画及びテーマに対する取組方法等について。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングに出席しない場合

受注意思がないものとみなし、原則として特定しないものとする。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りでないので、該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただし、A4 判とする。）にて提出すること。

(5) その他

ヒアリングの詳細については、提案書の作成説明書（様式 3）、ヒアリング実施要領（様式 3-1）及び提案書評価要領（様式 3-2）を参照すること。

8 結果の通知について

令和 6 年 10 月 2 日までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

9 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1 人で 2 以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者は、全ての審査委員の評価点が最低基準点以上であった参加者のうち、最高の評価点の提案書を提出した者とする。なお、評価の合計点の最高得点者が複数者いる場合は、提案内容評価基準の合計得点が高いものとする。この場合でも選定されないときは、審査委員の協議のうえ、審査委員長が最終提案者を決定する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 支払方法について

前金払は有り（契約金額の 30%以内）とし、部分払は無しとする。

(8) その他

詳細は説明書による。